公 告 第 １ ６ ６ 号
令 和 ８ 年 １１ 月 １６ 日

公　　告

契約担当官
航空自衛隊第1航空団
会計隊長　　伊藤　勝

次により一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」を熟知の上、参加されたい。

1 競争入札に付する事項
(1) 件　　名　　展示機C－46及びナイキ一式の解体，撤去及び運搬の部外委託
(2) 履行場所　　航空自衛隊浜松基地
(3) 履行期限　　令和9年3月26日

2 競争に参加する者に必要な資格
(1) 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の交付を受けた者で「役務の提供等」D級以上に格付け『東海・北陸地域』の競争参加資格を有する者。
(2) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に基づき、競争に参加できないとされた者でないこと。
(3) ア 防衛装備庁長官から又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
イ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
ウ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。

3 契約条項を示す場所　静岡県浜松市中央区西山町無番地　航空自衛隊浜松基地　会計隊

4 競争執行の場所及び日時
(1) 場　　所　　航空自衛隊浜松基地　会計隊　入札室
(2) 入札日時　　令 和 8 年 12 月 2 日（水）10 時 00 分

5 入札方法
落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保証金に関する事項
(1) 入札保証金　　予決令第77条第二号により免除
(2) 契約保証金　　予決令第100条の3第三号により免除

7 入札の無効
競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札

8 契約書等作成の要否　要

9 落札決定方式　　総額決定

10 契約方法　　確定契約

11 その他
(1) 入札保証金の納付を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは、入札保証金相当額を徴収する。
(2) 入札に先立ち、資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写しを提出すること。(FAX可)
(4) 本入札における郵便入札を可とする。配達記録を有する手段により、令和8年11月30日（月）必着。
(5) 入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税額相当分を加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(6) 本書記載事項の詳細については、会計隊契約班に照会のこと。
電話(053)472-1111　内線　3772　FAX(053)472-7735　　担当：三田

<table>
<tr><td colspan="4">航　空　自　衛　隊　仕　様　書</td></tr>
<tr><td rowspan="2">仕様書の種類</td><td>内容による分類</td><td colspan="2">役　務　仕　様　書</td></tr>
<tr><td>性質による分類</td><td colspan="2">個　別　仕　様　書</td></tr>
<tr><td>物品番号</td><td>調達要求書のとおり</td><td colspan="2">仕　様　書　番　号</td></tr>
<tr><td rowspan="6">品名
又は
件名</td><td rowspan="6">展示機Ｃ－４６及びナイキ一式の解体，撤去及び運搬の部外委託</td><td colspan="2">浜基ＬＰＳ－Ｙ８０９０４０</td></tr>
<tr><td>承　認</td><td>令和　８年１０月２２日</td></tr>
<tr><td>作　成</td><td>令和　８年１０月１５日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">改　正</td><td>令和　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>令和　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>作成部隊等名</td><td>第１航空団整備補給群補給隊</td></tr>
</table>

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，航空自衛隊浜松広報館内に残置されている展示機Ｃ－４６（以下“Ｃ－４６”という。）及びナイキ６品目（以下“ナイキ一式”という。）の解体，撤去及び運搬について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，Ｃ＆ＬＰＳ－Ｙ００００７の1.2によるほか，次による。

1.2.1　ナイキ一式

ナイキ一式とは，ナイキ捕捉レーダー，ナイキ追随レーダー，レーダー統制トレーラー，ナイキＪ訓練弾，ナイキ発射機及びハンドリングレールの６品目をいう。

1.2.2　解体

解体とは，電動カッター又は重機によりＣ－４６及びナイキ一式を切断し，修理又は復元が不能な状態にすることをいう。

1.2.3　撤去

撤去とは，Ｃ－４６及びナイキ一式を残置場所から取り外し，搬出可能な状態にすることをいう。

1.2.4　運搬

運搬とは，解体後のＣ－４６及びナイキー式を浜松基地内解体物品置場まで搬送することをいう。

1.3　引用文書

次に示す文書は，本仕様書に規定する範囲において，本仕様書の一部をなすものであり入札書又は見積書提出時における最新版を適用する。

仕様書

Ｃ＆ＬＰＳ－Ｙ００００７　　調達品等一般共通仕様書

2　役務に関する要求

2.1　一般的要求事項

一般的要求事項は，次による。

a) 契約の相手方は，本役務の実施に当たり，関係法令を遵守するものとする。

b) Ｃ－４６のエンジン部分にはアスベスト含有物品が存在するため，契約の相手方は解体及び運搬に際し，飛散防止措置を講ずるものとする。

c) 契約の相手方は，アスベスト含有物品の取扱いに当たり，関係法令及び監督官の指示を遵守し，保管措置及び周辺環境への影響防止に万全を期するものとする。

d) Ｃ－４６及びナイキー式の諸元については，**調達要領指定書**による。

2.2　**Ｃ－４６及びナイキー式の解体，撤去及び運搬要領**

a) Ｃ－４６及びナイキー式の解体及び撤去は，役務履行場所において監督官の立会いの下で実施するものとする。

b) Ｃ－４６及びナイキー式の細部解体要領は，**調達要領指定書**による。

c) Ｃ－４６及びナイキー式は，**監督官の指示（ナイキー式については細部解体不可の部分がある）**に基づき運搬可能な大きさまで解体するものとする。

d) 契約の相手方は，Ｃ－４６及びナイキー式の解体，運搬等の作業に際し，周辺に展示されているＨ－２１，その他の展示品を損傷しないよう必要な保護措置を講ずるものとする。

e) Ｃ－４６のエンジン部分に装着されているアスベスト含有物品については，飛散防止のため，湿潤化処理，梱包その他必要な措置を講じた上で取り扱うものとする。

f) 解体及び撤去したＣ－４６及びナイキー式は，官側が指定する浜松基地内解体物品置場まで運搬するものとする。

2.3　役務履行場所（解体，撤去）

調達要領指定書による。

2.4　役務履行場所（浜松基地内解体物品置場）

調達要領指定書による。

2.5　履行期限

履行期限は，**調達要領指定書**による。

2.6　検査

契約の相手方は，検査官の立会いの下，本仕様書に基づき役務が適切に実施されたことについて検査を受ける。検査の結果，是正箇所が見受けられた場合は，契約の相手方が是正を行い，再検査を受けなければならない。

なお，検査においては，次の事項を確認するものとする。

a)　Ｃ－４６及びナイキー式の解体状況

b)　Ｃ－４６及びナイキー式の撤去状況

c)　浜松基地内解体物品置場への運搬状況

d)　アスベスト飛散防止措置の実施状況

e)　役務履行場所の清掃状況

3　その他の指示・

3.1　安全管理

a)　契約の相手方は，安全を最優先とし事故防止を図るものとする。万一事故が発生した場合は速やかに監督官に報告する。

b)　契約の相手方は，解体作業に当たり作業区域の養生を適切に実施し，併せて火花の飛散防止，火気管理その他必要な火災予防措置を講ずるものとする。

c)　契約の相手方は，解体作業に当たり周囲から容易に作業状況を確認できないようシート又はパネル等でＣ－４６及びナイキー式を囲い，併せて，粉じん等の飛散防止措置その他必要な安全対策を講ずるものとする。

d)　契約の相手方は，アスベスト含有物品の運搬中において，飛散又は漏えいが発生しないよう適切な管理を行うものとする。

3.2　秘密保全

a)　契約の相手方は，浜松基地内解体物品置場にドライブレコーダーを搭載した車両を乗り入れる場合は，あらかじめ機能の無効化措置を実施するものとする。

b)　契約の相手方は，浜松基地内解体物品置場において携帯電話を使用する際は，監督官の許可を受けるものとする。

c)　契約の相手方は，本契約の履行に当たり知り得た防衛省に関する情報を漏えい又は他に転用してはならない。

件　　名	展示機Ｃ－４６及びナイキー式の解体，撤去及び運搬の部外委託

3.3　その他必要な事項

a)　浜松基地への入出門等については，基地の諸規則に従うものとする。

b)　本役務に必要な作業は，すべて契約の相手方が行うものとする。

c)　本役務に必要な車両，重機，玉掛用具その他必要な資器材は，契約の相手方が準備するものとする。

d)　本契約の履行中において，契約の相手方の責により器材・物品・施設を破損，損傷させた場合は，契約の相手方の負担により原状に復旧するものとする。

e)　契約の相手方は，本役務の実施に当たり飛散防止等の措置に必要な場合，監督官の承認を得て官側の水道を使用することができるものとする。

f)　契約の相手方は，本仕様書に疑義が生じた場合は，官側と協議するものとする。

調達要領指定書	調達要求番号	９０４
	調達要求年月日	令和８年１０月２７日
	作成部隊	第１航空団整備補給群補給隊
	作成年月日	令和８年１０月２７日
品名		展示機Ｃ－４６及びナイキ一式の解体，撤去及び運搬の部外委託
仕様書番号		浜基ＬＰＳ－Ｙ８０９０４０

指定事項：以下の項目番号は，仕様書の項目番号と同一である。

2.1　一般的要求事項

d)　Ｃ－４６及びナイキ一式の諸元は，**表１**のとおり。

表１－Ｃ－４６及びナイキ一式の諸元

品名	機番	単位	数量	備考
Ｃ－４６	91-1138	機	1	付図１
ナイキＪ訓練弾		個	1	付図２
ナイキ発射機		個	1	
ハンドリングレール		個	1	
ナイキ捕捉レーダー		個	1	
ナイキ追随レーダー		個	1	
レーダー統制トレーラー		個	1	

2.2　Ｃ－４６及びナイキ一式の解体，撤去及び運搬要領

b)　Ｃ－４６及びナイキ一式の細部解体要領は，**付図３**及び**付図４**を参考に実施するものとする。

2.3　役務履行場所（解体，撤去）

付図５のとおり

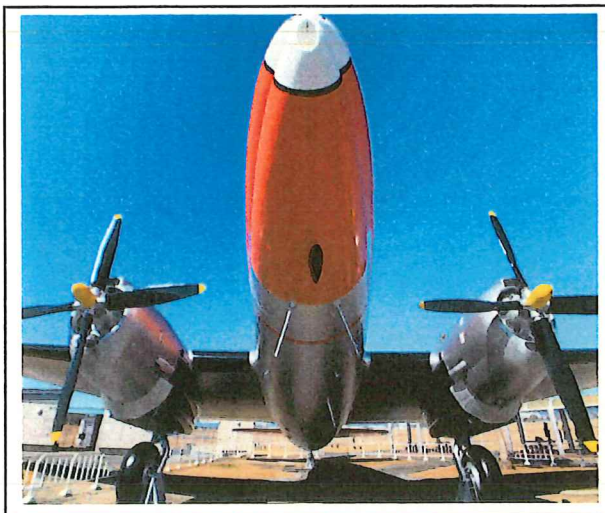
2.4　役務履行場所（浜松基地内解体物品置場）

付図６のとおり

2.5　履行期限

令和９年２月２６日

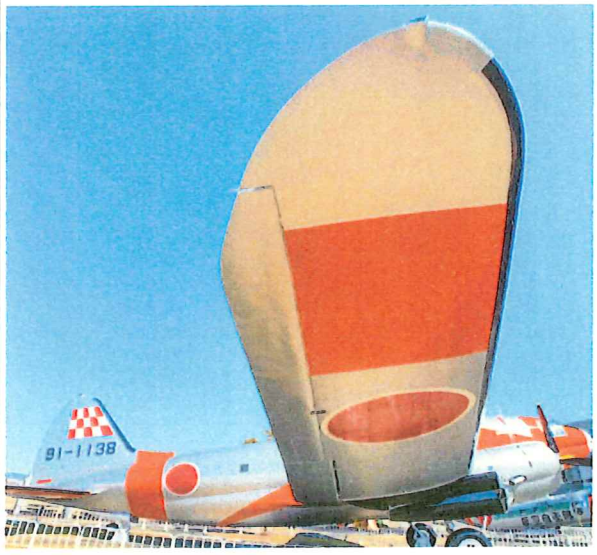
付図１－Ｃ－４６の諸元













付図２－ナイキー式の諸元

ナイキＪ訓練弾，ナイキ発射機，ハンドリングレール



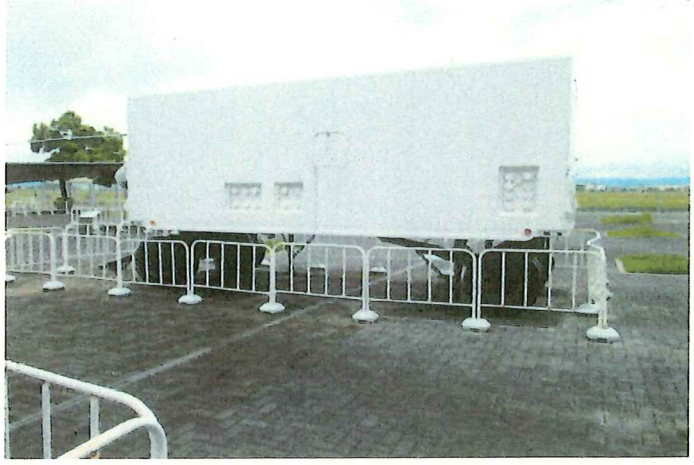
ナイキ捕捉レーダー



ナイキ追随レーダー



レーダー統制トレーラー

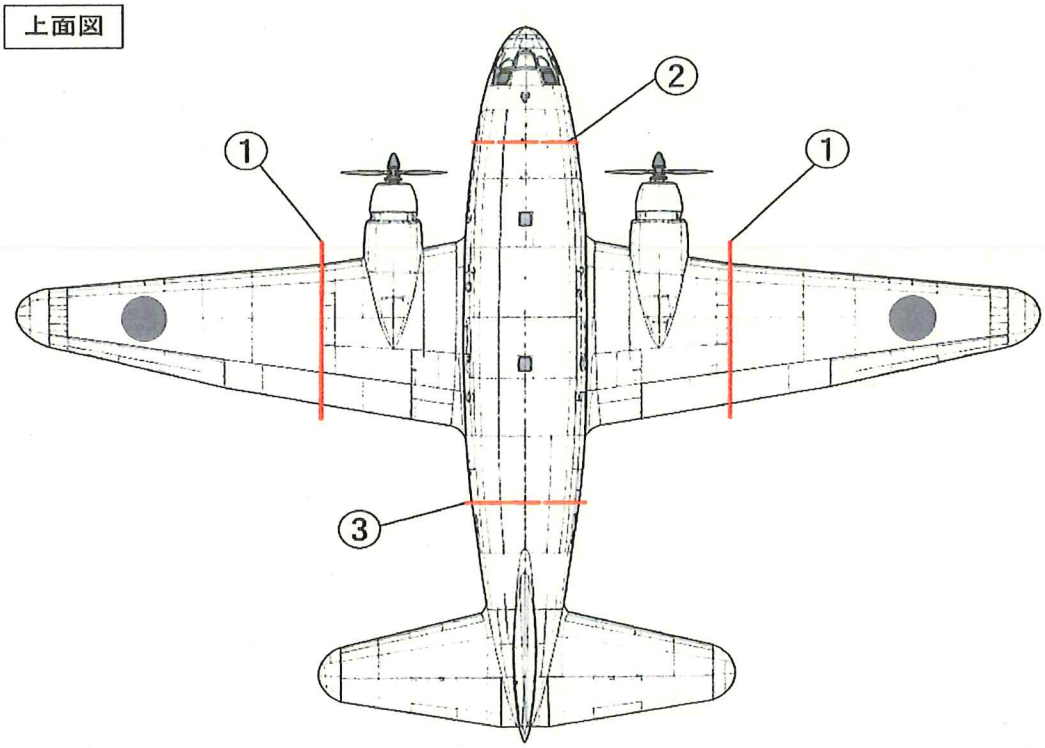


付図３－Ｃ－４６の細部解体要領

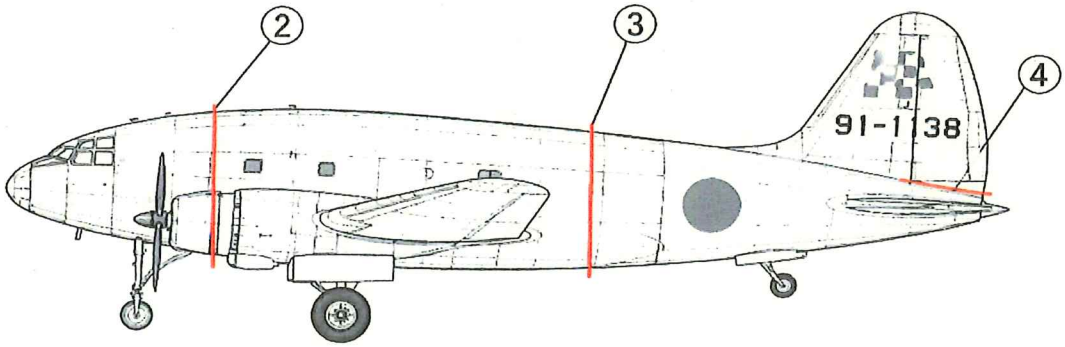
2.

第１図	C-46 航空機（固定翼機）の切断面
作業要領	1　翼桁を完全に切断する。 2　翼前方付近において、前部胴体を完全に切断する。 3　翼後方付近において後部胴体を完全に切断する。 4　垂直尾翼取り付け金具を切断する。

上面図



側面図



（注）本図は切断箇所を示すイメージ図であり、実際の作業にあたっては関係規定及び安全管理要領に従うこと。

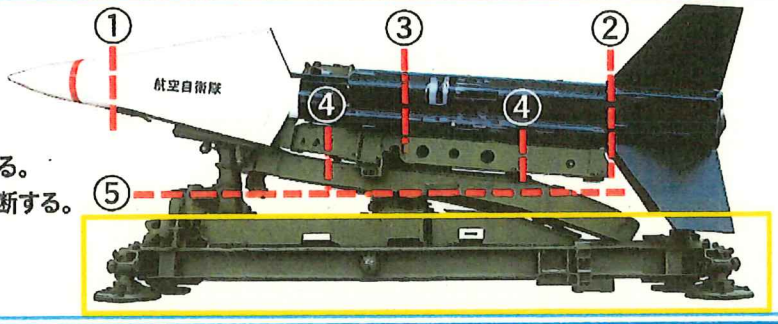
付図４－ナイキ一式の細部解体要領

第１図　ナイキJ訓練弾・ナイキ発射機・ハンドリングレール（概念図）

作業要領

1. 誘導弾頭部を切断する。
2. 誘導弾尾部を切断する。
3. 誘導弾中央部を切断する。
4. ハンドリングレールを切断する。
5. 架台部を切断する。

側面図

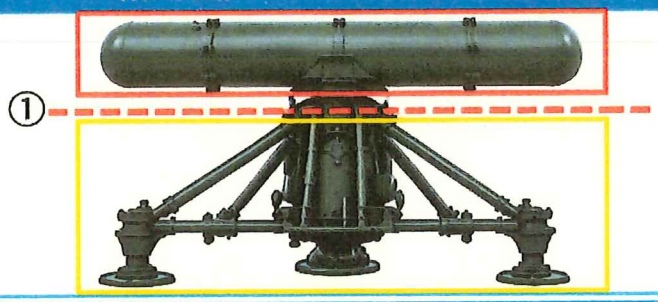


第２図　ナイキ捕捉レーダー（概念図）

作業要領

1. 中心部を切断する。

正面図

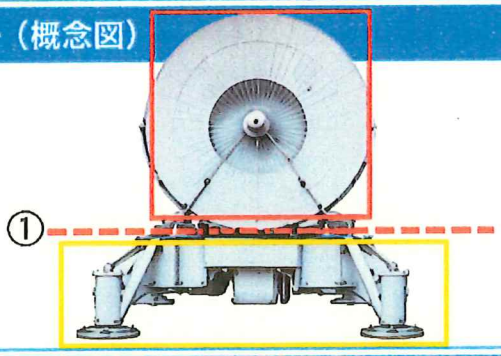


第３図　ナイキ追随レーダー（概念図）

作業要領

1. パラボラ反射面と駆動装置の接続部を切断する。

正面図

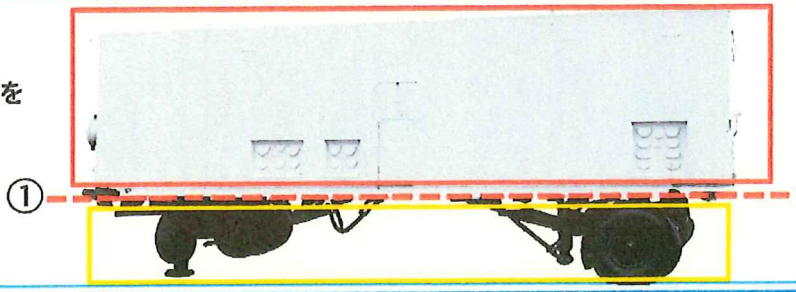


第４図　レーダー統制トレーラー（概念図）

作業要領

1. 車体上部と車台部を分離する。

側面図



共通事項

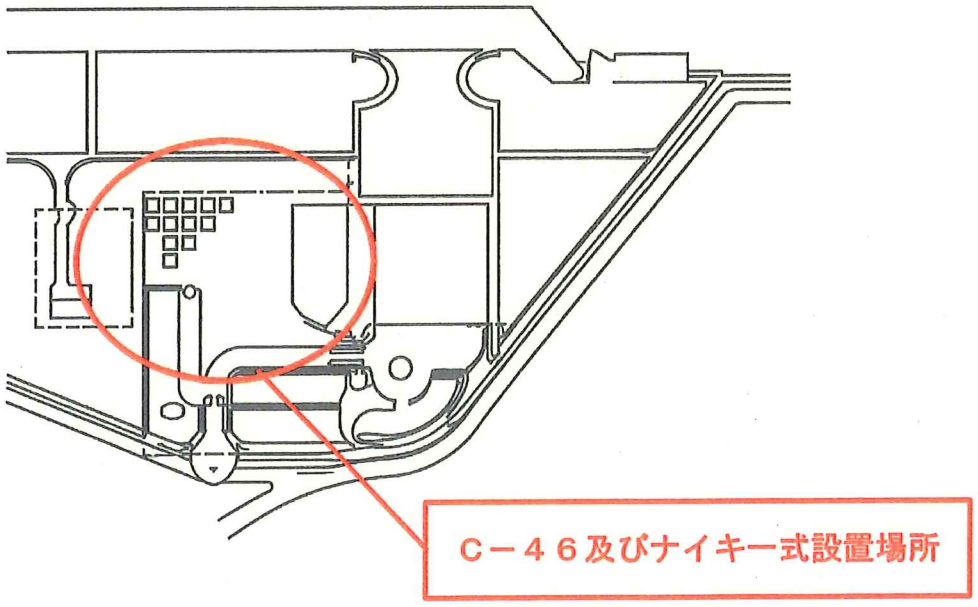
1. 赤枠部は細部解体不可とする。
2. 黄枠部は細部解体可能とする。
3. 細部は監督官の指示による。

付図５－役務履行場所（解体，撤去）

① 航空自衛隊浜松広報館位置図



② 航空自衛隊浜松広報館平面図



付図６－役務履行場所（浜松基地内解体物品置場）

